平成２３年（フ）第３７７号
山梨県中央市布施1614番地９
破産者　有限会社アイ・コンサルタント
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６５号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目３番14号
破産者　株式会社ＣＰホールディングス
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９２２号
大阪市北区東天満１丁目11番15号
破産者　株式会社ユニテック
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５０４号
大阪市西区新町２丁目16番19号
破産者　有限会社りんくう物流
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６６０号
大阪市此花区春日出北１丁目９番24号
破産者　信栄機設株式会社
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１９４号
大阪市大正区平尾１丁目８番16―1104号
破産者　森　　正之
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５２７号
大阪府枚方市津田山手１丁目29番13号、前住所大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目１番27号
破産者　テクノプラス株式会社（旧商号城東バネ工業株式会社）
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７５２号
大阪市北区松ケ枝町７番22号
破産者　関西総合建材株式会社
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２８号
広島市中区中町７番５号ポレスター広島２Ｆ
破産者　有限会社デイビツド・イングリツシユ・ハウス
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１号
愛媛県松山市衣山１丁目２番12号２Ｆ
破産者　有限会社永田装飾
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７１号
北九州市小倉北区西港町34番地７
破産者　西部管工株式会社
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８６５号
仙台市若林区かすみ町12番21号
破産者　株式会社エニタイム
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第６６７７号
東京都墨田区東駒形４丁目７番２号
破産者　グリーン産業株式会社（開始決定時の商号マルマ産業株式会社）
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第６６７８号
岐阜県岐阜市宇佐２丁目12―１―302　ハイツ宇佐１号棟
破産者　中村　　満
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第６６７９号
東京都墨田区東駒形４丁目７番２号、申立時の本店所在地岐阜県岐阜市北山３丁目3648番地２
破産者　株式会社東海地所
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４３号
東京都立川市柏町３丁目１番地１中野屋ビル301号室
破産者　株式会社小笠原建築設計事務所
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４４号
東京都立川市柏町３丁目１番地１中野屋ビル201号室
破産者　株式会社ティー・エム・システム
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３７号
東京都立川市曙町２丁目22番７号曙ＡＹビル５階
破産者　株式会社テレファイン
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１４８号
東京都国立市東２丁目12番地の６
破産者　有限会社ハニー・プロジェクト
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１４９号
東京都八王子市松が谷59番地１―105
破産者　大原　秀夫
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３２１号
東京都八王子市別所１丁目26番地５モーツアルト102号
破産者　菊竹　寿直（旧姓菅野）
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５１７号
横浜市港南区港南５丁目15番10号沼田コーポ101号室
破産者　株式会社西口ハウジング
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部